

各位

全5ページ
登録速報(2026-102)
2026年7月22日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記のとおりフェリムゾンの再評価が終了となりましたので、ご連絡します。
再評価終了年月日：2026年7月22日

記

1. 農薬の登録番号、種類及び名称

登録番号：第24608号

種類：ジノテフラン・フェリムゾン・フサライド水和剤

名称：ブレードスタークルRゾル

2. 農薬の物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

3. 農薬の有効成分の種類及び含有濃度

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)ゲアニジン……………9.0%

(Z)-2'-メチルアセトフェノン-4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾン……………13.5%

4,5,6,7-テトラクロロフタリド……………13.5%

4. 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15に掲げる事項を除く。）

水、界面活性剤 等……………64.0%

5. 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
稲	いもち病 ウンカ類 カメシ類 ツマグロヨコバイ	1000 倍	60～150L/10a	収穫 7 日前 まで	2 回以内	散布
		300 倍	25L/10a			無人航空機による散布
		8 倍	800ml/10a			

ジノテランを含む農薬の 総使用回数	フェリムゾンを含む農薬の 総使用回数	アザイトを含む農薬の 総使用回数
4 回以内 (育苗箱への処理及び側条施用は合計 1 回以内、本田での散布、空中散布、無人航空機散布は合計 3 回以内)	2 回以内	3 回以内

使用期限：3 年

6. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

- （1）使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- （2）本剤は長時間貯蔵しておくとは分離するので、使用の際は容器をよく振って均一な状態に戻してから所定量を取り出すこと。なお、希釈する場合は、所定量の水に加えてから十分攪拌すること。
- （3）散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。
- （4）本剤を本田の水稻に対して希釈倍数 300 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- （5）本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ①散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ②微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
 - ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管とその他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布溶液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分注意すること。
 - ⑤水源池、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
 - ⑥機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。
- （6）たばこ、けいとう、だいず、あずき、いんげんまめの幼植物には薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意して散布すること。
- （7）蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- （8）本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

7. 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

(1) 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ア 農薬使用者に係る注意事項

① 毒性情報

- 1) 飲み込むと有害。
- 2) 原液は重篤な眼の損傷の危険
- 3) アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。

② 安全上の注意

- 1) ミストを吸入しないこと。
- 2) 使用の際、飲食または喫煙をしないこと。
- 3) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。
- 4) 汚染された衣服は脱ぐこと。
- 5) 作業後は身体を洗い流し、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- 6) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。

③ 応急処置

- 1) 誤って飲み込んだ場合、気分が悪いときは医師の手当を受けさせること。
- 2) 皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の手当を受けること。
- 3) 原液が眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。直ちに眼科医の手当を受けること。

イ 蜜蜂に係る注意事項

- ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- ② 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

(2) 使用に際して講ずべき被害防止方法

ア 農薬使用者に係る被害防止方法

① 防護装備

[薬剤調製者]

稲：保護眼鏡、不浸透性手袋

[散布者]

稲：農薬用マスク、不浸透性手袋、不浸透性防除衣

8. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきる。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

9. 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用方法ではその該当がない。

10. 農薬の貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

以上